

第6回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年12月22日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百 々 英 夫

2番 小 田 原 憲 一

3番 永 洞 忠 志

4番 穴 吹 栄

5番 白 川 俊 明

6番 新 井 功 仁 恵

7番 橋 場 和 幸

8番 嗟 峨 弘 巳

9番 松 家 忠 夫

10番 白 川 英 之

11番 谷 口 正 明

12番 堀 金 澄 恵

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）
による農用地利用関係調整報告について

日程第 8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 議案第3号 平成27年度浜中町農業委員会事業計画の決定について

日程第11 議案第4号 平成27年度浜中町農業委員会予算の提出について

日程第12 次回総会日程（予定）について

事務局長 第6回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名であります。
よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立して
おりますことを、御報告申し上げます。
なお、梅原会長につきましては、体調不良のため欠席する旨の連絡が事前にあ
りましたことを申し添えいたします
それでは、開会にあたり白川職務代理より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。
本日の総会にあたりまして、急きょ会長が体調を崩されたという連絡が入りま
して、午前9時開催の農政部会の会議から参加をさせていただきました。
会長から先ほど電話があったのですが、具体的な話はできませんでした
ので、会議終了後にまた確認してみたいと思います。
急なことでございますので、皆さんの協力を得ながら何とか無事に会議を進め
ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定に
より、議長において、9番谷口委員、11番堀金委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませ
んか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

事務局長 日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
(会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受け
ます。

次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第7 報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあつせんの申出に伴う調整報告1件であります。整理番号1は、茶内西4線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、土地の処分に伴う利用権設定の申出が〇〇月〇〇日付けであったもので、対象地は茶内西3線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、経営規模拡大を予定している〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借権の設定による権利の移転を行うことで調整を図りました。

現地調査及び土地の評価につきましては、農地部会の方々により〇〇月〇〇日に実施し、本町の標準価格である1ヘクタールあたり上畑で2万6,000円、中畑で2万円、下畑で1万2,000円を基準として適用したほか、それぞれの土地の利用状況等を勘案し、評価の決定を行い、双方への説明によりそれぞれ了承を得ることができました。

賃貸借期間については〇〇年間とし、代金の支払いは毎年〇〇月〇〇日までに本人の指定口座に振り込むことで合意し、調整を成立させております。

ここに、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調整にあたった農地部会の方々から補足があれば、これを受 けます。
各 調 整 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これから、報告第2号の質疑を行います。 本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇 委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席願います。 (〇〇〇〇委員退席、退室) これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 (〇〇〇〇委員入室、着席) 日程第8 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と します。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその 内容を御説明申し上げます。 農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、 又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設 定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受け なければならない。」とされております。

よる利用権の設定を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第9 議案第3号平成27年度浜中町農業委員会事業計画の決定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号平成27年度浜中町農業委員会事業計画の決定について提案理由を御説明申し上げます。

浜中町農業委員会の事業計画案につきましては、例年12月の総会において、新年度予算案と合わせて審議いただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、総会に先立ちまして、先ほど開催した農政部会において概要を説明し、審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

はじめに、全体の構成ですが、前段に事業計画、後段に最近の農業・農業委員会をめぐる国の動きや農業情勢、全国農業会議所の全国運動の方針、平成26年度より新たな事業として開始されております農地中間管理事業の状況などを載せております。

次に、概要について御説明申し上げます。

1ページ目の「はじめに」ということで、最近の社会情勢、農業情勢の概要を述べております。

次に、ローマ数字の大きいIとして、27年度事業を推進するにあたっての農業委員会の基本的な活動方針については、昨年度と変わりませんが、4項目あげております。

1点目に農地制度の円滑な実施と適正な業務の執行、2点目に担い手の育成・確保と農地の利用集積などによる経営への支援、3点目に優良農地の確保と遊休農地発生の防止、4点目に地域の実情に応じた農業・農村の活性化対策の実践としております。

2ページ目に移りますが、大きいローマ数字のIIの運動の重点事項として、6項目あげており、1点目は農地管理と有効利用に向けた機能の発揮として、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえた啓発活動や指導について、農地パ

トロールの実施、遊休農地発生防止に係る指導の関係、農地利用集積の推進、農地法の改正に伴う農地台帳・地図情報の電子化と公表への対応について、そして、あらたに27年度中の標準賃借料の検討、見直しについて。

2点目は農業構造政策の積極的な推進として、担い手の育成・確保対策は農業委員会の重要業務であり、人的側面から地域農業を守る要をなすものであるという認識の下、農地の利用集積は担い手の経営安定を側面から支援し、農地流動化推進にあたっては各種制度の活用を十分に配慮する等、農地の流動化と集団化、利用集積を一体的に推進するとうことで、認定農業者や集落営農等の掘り起こし、利用集積の推進、農地中間管理事業の周知、人農地プラン作成への積極的な参画、地域との連携・調和を前提とした企業等の新たな農業のパートナー作り、年金加入促進を含めた様々な制度の活用等、また、担い手育成総合支援協議会、後継者対策推進協議会との連携などについて。

特に、農業委員会会長が、後継者対策推進協議会の会長を兼ねておりますので、農業委員会として今まで以上に積極的な活動を展開していかなければならないと思っております。

3点目は農業振興策・提言の実践として、建議については法的には今期が最後になるかもしれませんが、建議活動の取り組み、そのためにも関係機関・関係団体との話し合いや懇談、併せて連携や実践活動の展開について。

4点目は情報活動の強化として、農業委員会の活動や役割、また、農業情勢に係る情報収集や情報提供について、具体的には賃借料情報や土地評価基準値の変更の関係、標準賃借料の見直し経過・結果等、議事録のホームページ掲載、農業委員会だよりの発行、全国農業新聞の普及拡大をあげています。

5点目は活動体制の整備・強化として、農業委員会活動の見える化と委員・事務局職員の資質向上の関係について、さらに3ページ目にまたがりませんが、各委員さんの地区担当制の徹底と地域活動の推進、農業委員活動記録カードの整備、自主的な研修会の開催、積極的な各種研修会への参加と女性農業委員さんの確保などについて。

3ページ目の中段になりますが、6点目は農業者年金の加入促進として全国や全道の新規加入者数目標と浜中町の最近の加入者推移と目標ですが、皆様委員さんの活動、声かけのおかげで、今年度もすでに事業計画の5人以上が新規加入しております。引き続き27年度も具体的に数値目標として年間5人以上ということで計画したいと思います。

次に、3ページ目の下段から大きい項目のⅢの執行体制についてですが、1点目は、毎月の総会をはじめ、諸会議の開催について、4ページ目に移りますが、2点目は法令に基づく所掌する事務について主なものを記載しています。3点目は法令には基づきませんが、農業振興のための不可欠な任意業務について、4点目は農業者を代表する公的機関としての意見の公表や建議、答申などの関係、5

点目は農業委員の社会的地位と役割について記載しています。

以上で事業計画の部分は終わりました、5ページ目からは、大きい項目のⅣの農業と農業委員会をめぐる情勢と課題について、数字の1は農業構造の改革と農村の活性化ということで、(1)では日本再興戦略の改訂の関係、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合の一体的改革に係る規制改革実施計画について、(2)の農林水産業・地域の活力創造プランの改訂の関係では、具体的な農業委員会の見直し内容として、委員の選出方法、委員数の削減、農地利用最適化推進員(仮称)の新設、建議・意見公表の法令からの削除の関係、(3)の農業構造の改革では、担い手への農地集積を全国的目標8割、北海道では平成35年度に95%目標達成率の関係や農地中間管理機構の関係、消費税に係る農業者の軽減税率取り扱いに関する課題について、6ページ目になりますが、(4)では農村の活性化ということで高齢化、人口減少、農業と福祉の連携、鳥獣被害防止特措法の関係、再生可能エネルギー等の課題について記載しています。

6ページ目の中段になりますが、数字の2の(1)では、TPPはじめ各種経済連携協定の現状と課題、(2)で和食や食文化に関連した農水産物や食品の海外展開と輸出促進について、6ページの下段から7ページにかけて、3として規制改革と地方分権の中で論議されています農業委員会の在り方等の見直し議論の現状について、先ほど5ページで記載した農業委員会の委員の選出方法や委員数の削減のほかに業務の見直しや事務局の体制についても議論の対象になっているところです。

7ページ目の(2)で農地転用に係る事務・権限の委譲と規制緩和等の5つの観点について、7ページ中段から8ページにかけて、全国農業会議所の平成26年度から28年度までの3年間の全国運動、活動方針等の概要について、3つの基本目標と5つの具体的な取組を記載しております。

最後になりますが、8ページの数字の5で、平成26年3月に北海道農業公社に設置し、4月から稼働している北海道農地中間管理機構が、26年度中に実施した農地中間管理事業の制度の概要及び26年度の公募状況を記載しています。

浜中町及び釧路・根室管内の状況ですが、(1)の1回目の6月公募には釧路根室管内は、公募対象には入りませんでした。

(2)の2回目の9月の公募の応募の概要は、釧路市音別地区(3音別地区に同じ会社が50haづつ)、白糠町(102件610ha)、別海(1件300ha)、中標津町(106件920ha)に応募がありました。

浜中町、弟子屈町、鶴居村、根室市、標津町、羅臼町は希望なしで、釧路町、厚岸町、標茶町は公募を希望していません。

以上、平成27年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号平成27年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。日程第11 提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号平成27年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算の総額につきましては、前年度対比39万2,000円増の604万円でございます。

増額の主な理由は、機構集積支援事業補助及び農業者年金業務委託手数料の増によるもので、他に計上しております土地の現況証明手数料、臨時職員雇用保険被保険者負担金につきましては、前年とほぼ同額でございます。

また、農地中間管理事業の開始に伴い、農地法も改正され、農地台帳の公表が義務づけられました。そのことにより農業委員会窓口での台帳の閲覧と交付に係る手数料を農地台帳証明手数料として新設しております。

次に、歳出の説明をいたします。

予算総額につきましては、前年度対比3万円減の1,242万7,000円となっており、内容的には大きな動きはございませんが、臨時職員賃金について、従来は事務局に要する経費と農業者年金事務に要する経費に分けて支出しておりましたが、27年度より予算を一本化して事務局に要する経費より支出させていただくことにいたしました。

次に、歳出の事業名ごとに説明させていただきますが、農業委員会委員に要する経費の総額は、前年度対比7,000円減の776万7,000円でございますが、内訳といたしましては、農業委員報酬688万円、費用弁償83万8,0

000円、需用費4万9,000円でございます。

次に、農業委員会事務局に要する経費でございますが、前年度対比70万3,000円増の437万3,000円を計上しております。内訳といたしましては、臨時職員厚生年金保険料34万円、臨時雇上賃金209万円、普通旅費32万7,000円、会長交際費10万円、需用費50万3,000円、役務費6万円、農地情報システム保守委託料10万8,000円、コピー機借上料54万2,000円、負担金補助及び交付金30万3,000円でございます。

次に、農業者年金事務に要する経費でございますが、先ほども申し上げましたとおり臨時職員の賃金を事務局に要する経費に統合させましたので、その分が大きく減少しており、前年度対比72万4,000円減の16万8,000円となっております。内訳といたしましては、普通旅費6万8,000円、需用費6万円、負担金補助及び交付金4万円でございます。

次に、農用地集団化に要する経費でございますが、前年度対比2,000円減の11万9,000円を計上しております。内訳といたしましては、普通旅費5万3,000円、需用費5万6,000円、役務費1万円でございます。

以上、平成27年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、本案につきましては、本日午前9時開催の農政部会において、御承認いただき、御提案させていただいておりますことを併せて御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局 長 次回総会日程については、1月30日、午前10時開催を提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月30日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、1月30日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第6回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 9番 松家 忠夫

浜中町農業委員会 11番 谷口 正明

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 12 月 10 日

第 6 回浜中町農業委員会総会

議案第 1 号 整理番号 1 (賃貸借)

譲受人	()○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	嵯峨委員				
	判 断 の 理 由			該 当	
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約○○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 12 月 10 日

第 6 回浜中町農業委員会総会

議案第 1 号 整理番号 2 (賃貸借)

譲受人	()○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	嵯峨委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約○○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第6回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (賃貸借権)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第6回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	()○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判断の理由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	